

# 松阪市入札制度の改正説明会

- 1 最低制限価格
- 2 低入札価格調査制度
- 3 総合評価落札方式
- 4 災害時における入札方法
- 5 その他  
工事施工時期の平準化  
週休2日制工事の試行実施

松阪市総務部契約監理課



# 最低制限価格及び低入札価格調査制度の改正

改正前

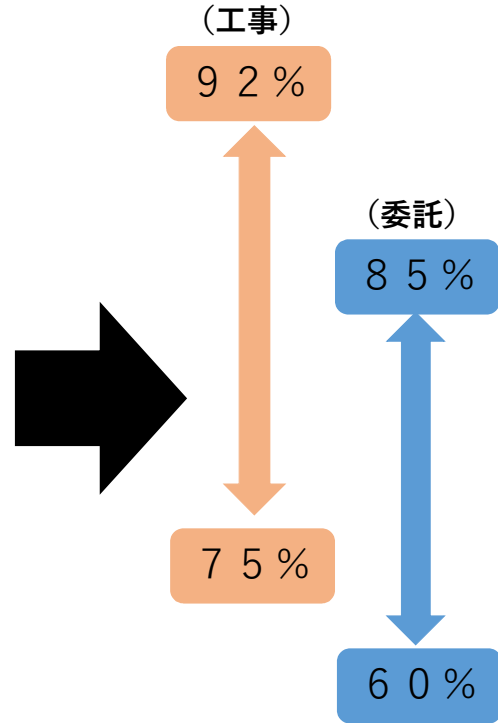
(最低制限価格率)

	工事価格 (設計価格)	
	予定価格 (設計価格の 99.00%~99.99%)	
(工事) 85%	<b>最低制限価格</b> 予定価格の (工事) 85% (委託) 75% = 《低入札》調査基準価格	
(委託) 75%		
	《低入札》積算内訳書審査基準	
	(土木)	(建築)
	純工事費 85%以上	80%以上
	現場管理費 70%以上	70%以上
	一般管理費 30%以上	30%以上
	《低入札》失格基準価格 (有効入札者数 7 割の入札価格平均額×0.95)	

改正後

(最低制限価格率)

	工事価格 = 予定価格	
	<b>最低制限価格</b>	
	基準価格率 = 基準価格/予定価格×100 ランダム係数 = 99.50%~100.49% 最低制限価格率 = 基準価格率×ランダム係数	
	※「最低制限価格率」は、工事請負契約（除草等業務を含む）75%~92%、測量業務・建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・建築士事務所業務60%~82%、地質調査業務67%~85%の範囲	
	最低制限価格 = 予定価格×最低制限価格率 = 《低入札》調査基準価格	
	《低入札》積算内訳書審査基準	
	直接工事費 90%以上 共通仮設費 80%以上 現場管理費 80%以上 一般管理費 30%以上	
	《低入札》失格基準価格 (有効入札者数 7 割の入札価格平均額×0.95)	



《低入札》  
低入札価格調査制度の対象工事は、  
設計金額1億円以上の工事（消費税含む）

工事請負契約				
業種区分	①	②	③	④
土木一式、舗装、造園、水道本管、水道給水、管（建築以外）、路面表示、道路付属物設置ほか	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55
建築一式、電気（建築）、管（建築）、内装仕上、防水、塗装、解体ほか	直接工事費 ×0.9×0.97	共通仮設費 ×0.9	（直接工事費 ×0.1＋現場管理費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55
機械器具設備、鋼構造物、電気（建築以外）	（直接工事費 ＋直接製作費） ×0.97	（共通仮設費 ＋間接労務費） ×0.9	（現場管理費 ＋工場管理費 ＋設計技術費 ＋据付間接費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55
電気・通信（電気設備工事及び下水関係を除く）	機器単体費 ×0.907＋直接 工事費×0.97	共通仮設費 ×0.9	（現場管理費 ＋ 機器間接費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55
下水関係の機械器具設備、電気・通信	機器費×0.907 ＋直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	（現場管理費 ＋設計技術費 ＋据付間接費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55
橋梁製作・架設	直接工事費 ×0.97	（共通仮設費 ＋間接労務費） ×0.9	（現場管理費 ＋ 工場管理費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55
水管橋製作・架設	（直接工事費 ＋ 直接製作費） ×0.97	（共通仮設費 ＋間接労務費） ×0.9	（現場管理費 ＋据付管理費 ＋工場管理費 ＋設計技術費 ＋ ※2輸送費） ×0.9	一般管理費等 ×0.55

※1 スクラップ評価額が計上されている場合は、直接工事費に含むものとします。

※2 輸送費が共通仮設費や直接工事費等に含まれる場合は計上しません。

※3 記載のない業種区分については、適宜の割合とする。

業務委託契約				
業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.48	－
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 の額×0.9	一般管理費 等の額 ×0.48
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 の額×0.9	一般管理費 等の額 ×0.45
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 ×0.9	解析等調査 業務費の額 ×0.8	諸経費の額 ×0.48
建築士事務所業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経 費の額×0.6	諸経費の額 ×0.6
除草等業務	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55

※1 記載のない業種区分については、適宜の割合とする。

### 最低制限価格計算例【工事請負契約】土木一式工事

工事名	※1	〇〇工事
-----	----	------

#### 1.基準価格率

項目	金額	係数	金額 (小数点以下切捨)
直接工事費	※1 55,795,434	0.97	54,121,570
共通仮設費	※1 4,930,000	0.90	4,437,000
現場管理費	※1 12,115,000	0.90	10,903,500
一般管理費	※1 11,929,566	0.55	6,561,261
工事価格(A)	84,770,000	基準価格(B) (千円未満切捨)	76,023,000

注) 工事価格 (= 予定価格) (A)・基準価格(B)は、消費税相当額を除く価格です。

$$\begin{aligned} \text{基準価格率(\%)(C)} &= \frac{\text{基準価格(B)}}{\text{工事価格(=予定価格)(A)}} \times 100 \\ &= \frac{76,023,000}{84,770,000} \times 100 \end{aligned}$$

基準価格率(\%)(C) =	89.68%
----------------	--------

(小数点3位以下切捨)

## 2.ランダム係数（99.50%～100.49%）

入札参加申請順が3番目となった者の入札書到着時間	※2 11:21	21		算出基礎数値1 21
入札参加申請順が5番目となった者の入札書到着時間	※2 19:08	8	×10 + 7	算出基礎数値2
				87

注) 00分の場合は 60とします。

〔算出基礎数値1〕 ÷ 〔算出基礎数値2〕	=	21	÷	87
-----------------------	---	----	---	----

=

0.24137931

※小数第3位が0～4の場合  
100.00%～100.49%、5～9  
の場合は99.50%～99.99%

小数第3位	小数第4位
<u>1</u>	<u>3</u>

【ランダム係数の小数第1位の数字とする】 【ランダム係数の小数第2位の数字とする】

ランダム係数 (D)	100.13%
------------	---------

注) 開札時の有効参加者が5者未満の場合は、ランダム係数を99.50%とします。

### 3.最低制限価格率及び最低制限価格

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格率(\%)(E)} &= \text{基準価格率(\%)(C)} \times \text{ランダム係数(D)} \\ &= 89.68\% \times 100.13\% \\ &= \boxed{89.7966\%} \div \boxed{89.79\%} \\ &\quad \text{(小数点3位以下切捨)} \end{aligned}$$

注) 「最低制限価格率」は、75%~92%の範囲とします。(土木一式工事)

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(円)(F)} &= \text{工事価格(A)} \times \text{最低制限価格率(D)} \\ &= \boxed{84,770,000} \times \boxed{89.79\%} \\ &= \boxed{76,114,000} \text{円} \\ &\quad \text{(千円未満切捨)} \end{aligned}$$

# 低入札価格調査制度

## 1. 制度の目的

松阪市及び松阪市上下水道部が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事について、適正な競争性の確保及び工事の品質確保等を図るため、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）を試行します。

## 2. 調査の方法

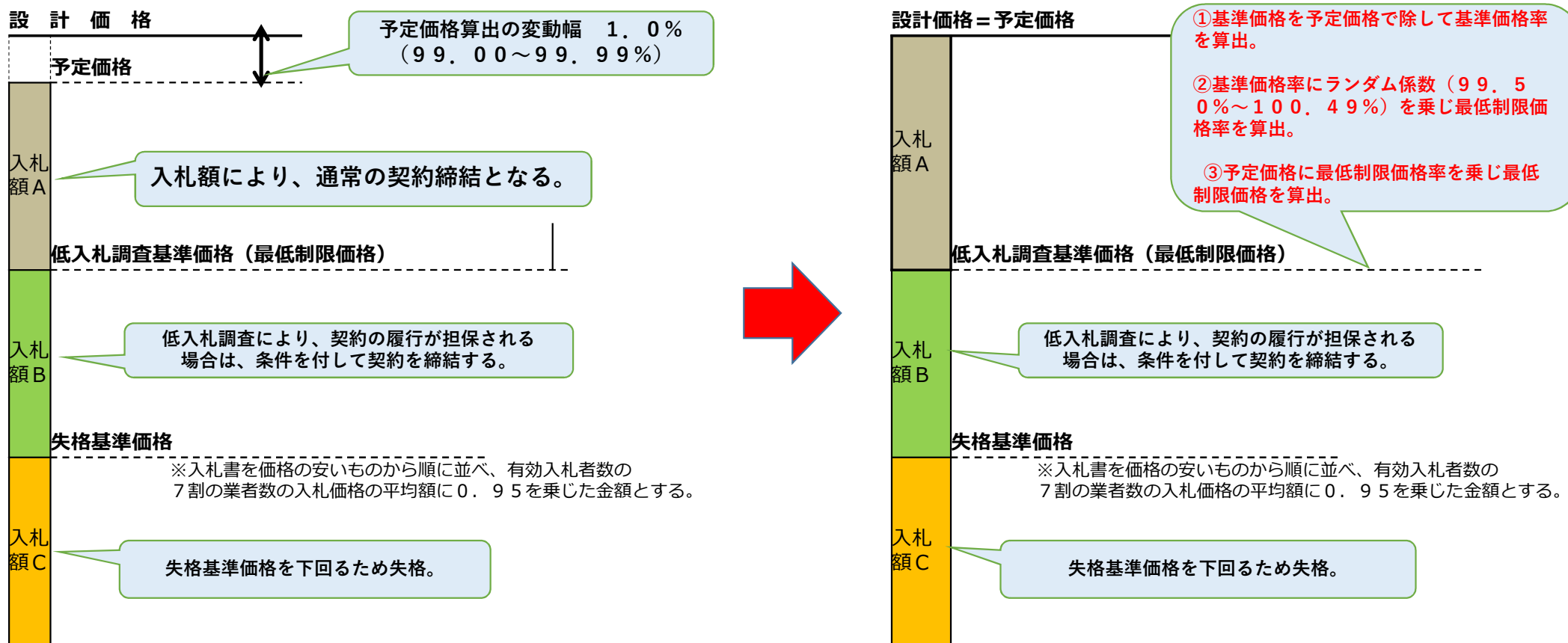
低入札価格調査は、「調査基準価格」未満の入札があった場合に行います。その中で、「失格基準価格」未満の価格で入札を行った者は失格とします。「失格基準価格」以上で「失格基準価格」に1番近い入札者から順に積算内訳書の審査を行い、各項目の価格が審査基準以上の者を落札者とします。

### 3. 調査の基準

- (1) 「調査基準価格」は、最低制限価格の設定方法と同様の計算を行い、最低制限価格を「調査基準価格」と読み替えて算定します。
- (2) 「失格基準価格」は、入札価格の低いほうから順に並べ、有効となる入札者数の7割の数の入札価格の平均額に0.95を乗じた価格とし、調査基準価格未満で失格基準価格以上の入札者のうち、入札価格の低いものから順に積算内訳書の調査を行います。ただし、有効となる入札者数が5者未満の場合は、失格基準価格を予定価格の80%に設定します。また、計算した失格基準価格が調査基準価格を超える価格となった場合は、調査基準価格と同額を失格基準価格とします。（現行のとおり）
- (3) 「積算内訳書審査基準」は、積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等費それぞれの審査基準以上であることとする。



# 低入札価格調査制度イメージ図



# 積算内訳書審査基準

## <改正前>

費目 工種	純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費)	現場管理費	一般管理費等
土木一式工事、 舗装工事、水道 本管工事	85%以上	70%以上	30%以上
建築一式工事	80%以上	70%以上	30%以上
その他工事	発注公告にて随時判断基準を示す。		



## <改正後>

業種区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
工事請負契約	90%以上	80%以上	80%以上	30%以上

※基準価格算出表に記載のない業種区分については、発注公告にて随時判断基準を示す。

# 総合評価落札方式

- ・「**価格**」と「**価格以外の要素**」(工事成績、施工時の安全性や環境への影響、技術提案など)を総合的に評価する落札方式
- ・設計金額（消費税相当額を含む）1億円以上の工事の入札者の工事成績、地域貢献や現場条件の熟知等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事を対象とする。
- ・入札方法は、郵便入札とし、価格以外の評価に関する資料を契約監理課へ持参し提出。

## 落札者（総合評価）決定の方法

価格以外の要素を数値化した「技術評価点（標準点 100 点＋加算点 20 点）」を入札価格で割って、評価値を算出し、評価値の最も高いものを落札候補者とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (100 点) + 加算点 (20 点)}}{\text{入札価格}}$$

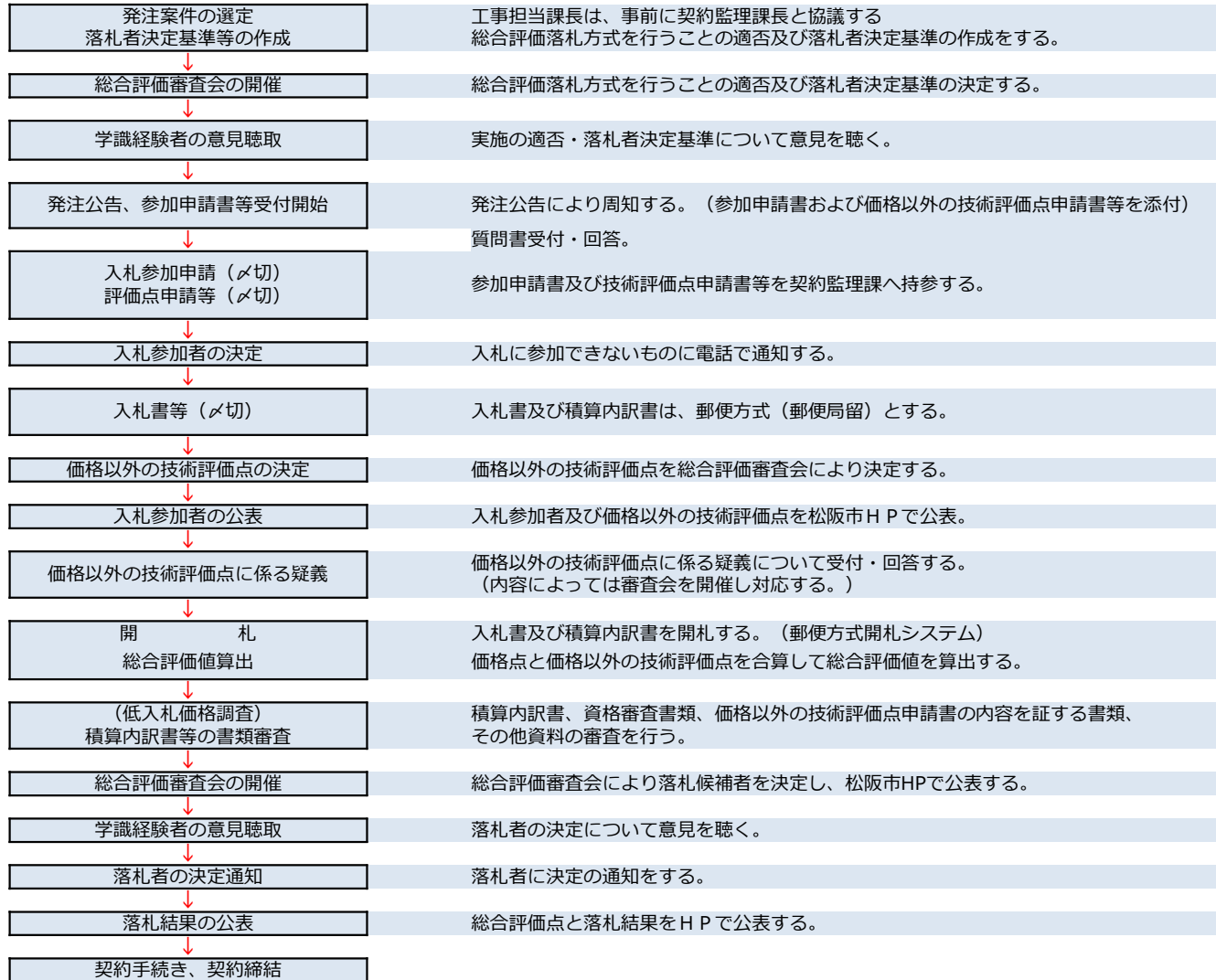
※低入札価格調査制度対象工事において、入札価格が予定価格（消費税相当額を除く）を超えた者、失格基準価格未満の者、積算内訳書審査基準未満の者は失格とします。

# 技術評価点

	評価項目	評価内容	配点
企業の 施工能力	① 工事実績評価点 (実績評価点)	過去5年間に松阪市から受注した当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数により評価	2
	② 工事成績評価点 (工事評価点)	過去3年間に松阪市から受注した工事成績点(評定点)の平均点により評価。	4
	③ 安全施工評価点 (安全評価点)	松阪市発注工事における施工中の過去5年間の事故状況により評価	1
	④ 優良工事評価点 (優良評価点)	松阪市優良工事表彰の回数により評価	1
の能力 配置 予定 技術者	⑤ 技術者要件評価点 (技術者評価点)	過去3年間に松阪市受注工事において技術者の同種同規模工事の実績件数により評価	2
		松阪市受注工事において当該業者で過去3年間の工事成績点(評価点)の平均点により評価	4
要件 地域	⑥ 地域要件評価点 (地域評価点)	入札参加者の所在地により評価。	1
その他	⑦ 社会貢献評価点 (貢献評価点)	防災協力事業者登録により評価	1
	⑧ 現場管理 (工夫評価点)	現場に応じた工夫内容により評価 〔チェックポイント〕 施工体制、工程管理、品質管理、安全管理等	4

注) 評価項目、評価内容については、発注工事の内容に応じて変更する場合があります。

## 総合評価落札方式フロー



# 災害時における入札方法

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合		通常の方式(一般競争)

## 随意契約

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、「随意契約」を適用します

## 指名競争入札

災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつて出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある工事や、当該年度内発注分については「指名競争入札」を適用します。

## 一般競争入札

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる工事については、「一般競争入札」を採用します。

## 施工時期の平準化について

- ▶ 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、発注者の責務として計画的な発注と適切な工期設定に努めることと「発注関係事務の運用に関する指針（H27.）」において、債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされました。
- ▶ 今後においても、債務負担行為等を活用しながら早期発注に努め、工事閑散期に労働者や建設機械等の稼働を行い、生産性の向上に向けて工事の平準化の取り組みを推進していきます。

## 週休2日制工事の試行導入について

- ▶ 働き方改革関連法の改正に伴い、近年、建設業界の担い手不足が深刻化する中、建設現場の就労環境の改善による将来の担い手の確保・育成が期待されるところであります。
- ▶ 週休2日制工事の実施にあたって、労務費・機械経費・共通仮設費・現場管理費に補正を行い、増額変更が伴うものの、今後も引き続き、週休2日制工事の検証のために請負業者にアンケートを実施し、現在の会社の状況・週休2日制工事の取り組み状況や請負業者側からの見解を求め週休2日制工事の取り組みに反映をさせるなど、関係各課と連携し施工件数を増やしていきます。